

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 7 月 16 日 (金) 第 8 2 1 1 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (450) (水産課) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (451) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 2
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機管理チーム) . . . . . 2
	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) . . . . . 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 4

## 告 示

### 鳥取県告示第450号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成22年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部水産振興局水産課に備え置いて縦覧に供する。

### 鳥取県告示第451号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成22年7月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成22年7月1日 鳥取県指令第201000053489号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市新屋町字与七灘
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市新屋町248-1  
西山 健治

## 公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成22年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成22年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官及び採用予定数
  - (1) 3・4月入隊要員（男子）
    - ア 陸上要員：若干名
    - イ 海上要員：若干名
    - ウ 航空要員：若干名
  - (2) 3・4月入隊要員（女子）
    - ア 陸上要員：若干名
    - イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

## 2 募集期間

- (1) 3・4月入隊要員（男子）  
年間を通じて募集
- (2) 3・4月入隊要員（女子）  
平成22年8月1日（日）から同年9月10日（金）まで

## 3 試験期日、試験種目及び試験場

### (1) 試験期日

- ア 3・4月入隊要員（男子）
  - (ア) 筆記試験及び適性検査  
平成22年9月18日（土）
  - (イ) 口述試験及び身体検査  
平成22年9月24日（金）、25日（土）、27日（月）及び28日（火）

- イ 3・4月入隊要員（女子）  
平成22年9月26日（日）

### (2) 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

### (3) 試験場

- ア 3・4月入隊要員（男子）
  - (ア) 筆記試験及び適性検査  
東部会場：日本海新聞社（鳥取市富安二丁目137）  
中部会場：伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）  
西部会場：鳥取県立武道館（米子市両三柳3192-14）又は米子駐屯地（米子市両三柳2603）
  - (イ) 口述試験及び身体検査  
平成22年9月18日（土）の試験実施時に示す。
- イ 3・4月入隊要員（女子）  
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

## 4 合格発表予定

- (1) 3・4月入隊要員（男子）  
平成22年10月下旬
- (2) 3・4月入隊要員（女子）  
平成22年11月12日（金）

## 5 採用予定

平成23年3月下旬又は4月上旬

## 6 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

## 7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
- (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
- (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年7月17日から同年9月16日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市鞆町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年9月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社SC鳥取 米子市久米町253-1 代表取締役 塚野真樹
- 2 大規模集客施設の名称  
(仮称) 安倍山スポーツパーク
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
米子市安倍1-1
- 4 大規模集客施設の用途  
観覧場
- 5 大規模集客施設の総床面積  
3,530平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成22年10月25日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年7月16日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。  
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成22年8月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者

経験者講習	平成22年8月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第33会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習	平成22年8月27日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑